

滋賀県契約の在り方検討懇話会設置要綱 改正案 新旧対照表

現行	改正案
<p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、令和3年<u>3月31日</u>までとする。ただし、必要な場合は延長することができる。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、令和2年(2020年)8月21日から施行し、令和3年<u>3月31日</u>(第4条ただし書きにより委員の任期を延長したときは、延長された任期の末日)をもって、その効力を失う。</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、令和3年<u>9月30日</u>までとする。ただし、必要な場合は延長することができる。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、令和2年(2020年)8月21日から施行し、令和3年<u>9月30日</u>(第4条ただし書きにより委員の任期を延長したときは、延長された任期の末日)をもって、その効力を失う。</p> <p>付 則</p> <p><u>この要綱は、令和3年(2021年)2月1日から施行する。</u></p>